

令和2年6月24日

(一社) 岐阜県産業環境保全協会  
理事長 粥川 長司 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナ対策実施店舗向けステッカーについて (依頼)

貴組合におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

県では、感染防止対策の指針となる「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに沿った感染防止対策をオール岐阜で進めています。

この度、各事業所、店舗が感染防止対策を実施していることをわかりやすく表示するために、新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを作成しました。各事業者が、事業所や店舗において実施する感染防止対策を自ら宣言し、表示することにより、事業者では感染防止の実践意識が高まることができ、また、利用者にとっては安心な店舗利用につながるものと考えております。

本ステッカーについては、6月26日から各事業所、店舗が所在する市町村を窓口として申し込みの受け付け及び配布を行うこととしております。

つきましては、貴組合におかれましては、所属される組合員に対して周知いただくようご協力をお願いいたします。

(添付資料)

- ・案内チラシ

※申込書及び宣言書は、6月25日(木)から岐阜県公式ホームページよりダウンロードすることができます。

岐阜県公式ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp>

# 各事業者の皆様へ

岐阜県では、県独自の「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに沿った感染防止対策をオール岐阜で進めております。

各事業所、店舗が感染防止対策を実施していることをステッカーにより利用客にわかりやすくPRすることで、次の効果を期待しています。

◆事業者は、感染防止の意識が高まります

◆利用者は、安心して利用できます

## 1 対象事業者

小売業、サービス業など  
すべての事業者

このステッカーが目印です

## 2 手続方法

申込書と宣言書をお住まいの市町村窓口へ提出してください

※ステッカーは店舗ごとに2枚まで

## 3 申込期間

6月26日（金）～  
8月31日（月）

## 4 ステッカーの配布

県または市町村から郵送等により配布



これまでにクラスターが発生するなど感染リスクが高い業種（接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジムなど）は、マニュアルの提出をもって今回の宣言申込としますので、申込みは不要です。

※市町村における感染防止独自制度を利用されている場合は、申込不要の場合もありますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。